

令和 6 年度第 4 回目黒区地域包括ケア推進委員会会議録

名 称	令和 6 年度第 4 回目黒区地域包括ケア推進委員会
日 時	令和 7 年 3 月 4 日（火） 午後 6 時 3 0 分～8 時 3 0 分
場 所	目黒区総合庁舎 2 階大会議室
出 席 者	（委員） 小林会長、田邊委員、佐藤委員、池田謙吾委員、小林委員、加藤委員、今井委員、横井委員、水野委員、石黒委員 （区側） 健康福祉部長、介護保険課長、福祉総合課長、健康福祉計画課長、高齢福祉課長、障害施策推進課長、障害者支援課長、健康推進課長 （包括） 北部包括支援センター長、東部包括支援センター長、中央包括支援センター長、南部包括支援センター長、西部包括支援センター長
傍 聴 者	0 名
配 付 資 料	< 事前配付資料 > ・ 資料 1 令和 7 年度目黒区地域包括支援センター運営方針（案）について（修正版） - 資料 1 令和 7 年度目黒区地域包括支援センター年間事業計画について（報告） ・ 資料 2 令和 6 年度地域ケア推進会議について ・ 資料 3 令和 6 年度目黒区地域密着型サービス整備事業者の募集結果及び令和 7 年度の募集について ・ 資料 4 都営住宅目黒一丁目アパート 2 7 号棟跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者の決定について ・ 資料 5 地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について ・ 資料 6 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況(令和 6 年 1 1 月～令和 7 年 1 月) < 当日配付資料 > ・ 「目黒区地域包括ケア推進委員会構成員」名簿 ・ 座席表
会 議 次 第	1 開 会 2 議 事 （1） 令和 7 年度目黒区地域包括支援センター運営方針(修正)について （報告事項） （2） 令和 7 年度目黒区地域包括支援センター年間事業計画について （報告事項） （3） 令和 6 年度地域ケア推進会議について （報告事項） （4） 令和 6 年度目黒区地域密着型サービス整備事業者の募集結果及び令和 7 年度の募集について（報告事項） （5） 都営住宅目黒一丁目アパート 2 7 号棟跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者の決定について（報告事項） （6） 地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について（協議事項） （7） 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月）（報告事項） 3 その他 4 閉 会

会議結果	1 議事に関する結果 (1) 令和7年度目黒区地域包括支援センター運営方針(修正)について (報告事項) (2) 令和7年度目黒区地域包括支援センター年間事業計画について (報告事項) 資料1「令和7年度目黒区地域包括支援センター運営方針(案)について(修正版)」及び「令和7年度目黒区地域包括支援センター年間事業計画について(報告)」の内容を確認し、報告を受けたものとした。 (3) 令和6年度地域ケア推進会議について (報告事項) 資料2「令和6年度地域ケア推進会議について」を確認し、報告を受けたものとした。 (4) 令和6年度目黒区地域密着型サービス整備事業者の募集結果及び令和7年度の募集について (報告事項) 資料3「令和6年度目黒区地域密着型サービス整備事業者の募集結果及び令和7年度の募集について」の内容を確認し、報告を受けたものとした。 (5) 都営住宅目黒一丁目アパート27号棟跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者の決定について (報告事項) 資料4「都営住宅目黒一丁目アパート27号棟跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者の決定について」の内容を確認し、報告を受けたものとした。 (6) 地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について (協議事項) 資料5「地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について」の内容を確認し、委員会として承認するものとした。 (7) 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況(令和6年11月～令和7年1月) (報告事項) 資料6「指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況(令和6年11月～令和7年1月)」を確認し、報告を受けたものとした。
	議事に関する資料説明の概要及び主な発言要旨 1 令和7年度目黒区地域包括支援センター運営方針(修正)について (報告事項) 2 令和7年度目黒区地域包括支援センター年間事業計画について (報告事項) (1) 議事に関する資料説明の概要 (福祉総合課) 資料1に基づき説明 (2) 主な発言要旨 ○会長 運営方針の重点的に取り組むべき事項、関係機関とのネットワークの項目に記載されている「重層的支援体制整備事業の視点」について、概括的な区の考えを伺いたい。 ○区側 重層的支援体制整備事業は、包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業の5つの大きな事業で構成され、それぞれの事業が個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出ると考えられている。 ○区側 現在、区職員で複合的な課題を抱えたケースについて支援会議を開催し、新たな気づきを得たり、医療機関につなぐことができたりと、成果が少しずつあがってきている。また、資質向上のための研修も実施している。

- 会長 地域包括支援センターが重層的支援体制整備事業を活かしていくポイントについて伺う。
- 区側 重層的支援体制整備事業における地域包括支援センターの大きな役割は、包括支援体制整備事業の個別支援において、これまで積み重ねてきた顔の見える関係、様々な関係機関とのネットワークを最大限いかして、さらに1段上のネットワークを構築していくことが求められていると考えている。
- 会長 地域包括支援センターが複合的な課題を抱える相談を受けた場合の流れを伺う。また、重層的支援体制整備事業が導入されたことで、その流れは変わるのか、否か。
- 区側 目黒区の地域包括支援センターの特徴は、介護保険法に定められた必須事業に加えて、「住民の最も身近な保健福祉の相談窓口」として、保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種を配置し、人数も多く配置することで、高齢者に限らず相談を受けている。地域包括支援センターが対応するケース、後方支援として福祉総合課が対応するケース、他所管や他機関と連携するケース等については、個々のケースによって異なるが、重層的支援体制整備事業の導入によって区民の方が相談していく流れは、大きく変わるものではない。相談支援を担う区側の選択肢として、重層的支援会議等が増えたと考えている。
- 会長 「重層的な視点を持って」という点について、地域包括支援センターの所長が意識されたこと等について伺う。
- 包括 従来から様々な機関の方と相談連携していたが、1つのテーブルで話し合いをすることで、より迅速に支援が入るようになったと感じている。
- 包括 重層的支援体制整備事業の導入により、以前より守備範囲を広めにとっておくように心がけており、機関同士の垣根を乗り越えあうことが大切だと考えている。
- 包括 参加支援については、コミュニティ・ソーシャルワーカーとの連携が不可欠である。生活支援体制整備事業と連携した地域の活性化や、地域活動への参加について検討している。
- 委員 民間の立場でもできることがあり、一般区民を含めて連携することが重層的という意味ではないかと捉えている。様々な人材や組織をどう活用していくか、その人材や組織をいかに動かしていくことが、重層的支援の本質的なところではないかと思う。
- 委員 コミュニティ・ソーシャルワーカーと地域包括支援センターとの連携が不可欠になってきている。重層的支援体制整備事業につながる参加支援においては、伴走支援等、役割分担しながら関わっている。
- 委員 様式変更については、担当区域の特徴や設定する重点課題の記載が追加され、わかりやすくなった。重層的支援体制整備事業の重要性についても、認識が深まってきているように思う。従来より目黒区の地域包括支援センターは高齢者に限らず全区民を対象としているので、そこを意識して実施していくと、より現実的で良いものができていくのではないかと。
- 委員 事業計画の新しい様式は、地域特性の記載もあり、理解しやすい。
マンションのセキュリティ対策のためのオートロックにより、認知症高齢者が開錠できず、自宅に支援者が入ることが難しい事例が全国的に問題になっている。解決できた事例はあるか。
- 包括 近隣の方や友人、管理人、管理会社の方等と相談しながら、ケースごとにそれぞれ対応している。
- 委員 事業計画の中で、認知症の早期発見が挙げられているが、どのように早期発見をしている

のか。また、地域で気になる方には、どのように声をかけたらよいか。

○包括 近所の方や友人の方からの相談のほか、地域包括支援センターが行ったアウトリーチから発見し、医療機関や介護保険の利用につなげている。

地域包括支援センターでは、認知症サポーター養成講座を開催しており、そこでは声のかけ方の練習も行っている。心配な方や声のかけ方がわからない場合は、地域包括支援センターにご相談いただきたい。

○委員 地域には、どこに相談してよいかわからない、知らない方が多い。地域包括支援センターの周知が不足しているので、今後の周知活動が課題である。

また、認知症サポーター養成講座の受講者数や実際のボランティア従事者数を確認したい。

○区側 認知症サポーター養成講座の受講者数は年々増加しているが、その後のボランティア養成講座の受講者数は伸びていない。引き続き粘り強く取り組んでいく。

○委員 事業計画の新しい様式は、最初に現状と課題を把握することができるので、区民の生活実感と合致する捉え方を知ることができ、安心できるものであった。

昔ながらの縦割り行政ではなく、ネットワーク構築や重層的というのは素晴らしいものである。そして以前に比べて、何でも相談を受けてくださるようになってきているが、無制限に請け負えるものではないので、心配である。相談を受ける場合でも、ひたすら傾聴するのではなく、早めに必要な情報を聞き取ったり、所管外のことはすべて職員が調べて回答するのではなく担当所管につないだりする等、効率化していくことも負担軽減の一案である。

○会長 1「令和7年度目黒区地域包括支援センター運営方針(修正)について」及び2「令和7年度目黒区地域包括支援センター年間事業計画について」は、報告を受けたものとする。

3 令和6年度地域ケア推進会議について（報告事項）

（1）議事に関する資料説明の概要

（福祉総合課） 資料2に基づき説明

（2）主な発言要旨

○委員 ACPという言葉自体が難しく説明しづらい。福祉の現場で何かよい呼称を考えていただけるとありがたい。

記載するのは、遺言書作成や任意後見契約の検討、入院等がきっかけとなりうる。一度にすべてを記載するのは難しく、書きたいところだけ書き進めていく。体調や服薬状況、困ったときに連絡してほしい人等の書きやすい部分から始め、追記していくことも一案である。

また、人に見られたくない内容の記載もあるため、保管場所も大事である。

意思決定支援については、手間がかかるが本人の人権擁護のためだという自覚がないと難しい。成年後見では、本人や家族にしてみれば突然知らない専門家が家庭裁判所に選任されて、財産が管理されることになる。一方、専門家は本人が築き上げた財産を本人のためにどう活用していくかの視点も重要となるが、本人の持っている財産を減らさないようにする視点からうまく活用されていない事例も見受けられる。

現場で経験を積み、思いを共有していくことが、意思決定支援の実現につながっていくと考える。

- 会長 本人は信頼している人に最期の身上監護を委ねたいと思っけていても、専門職が入ることで突然分断されてしまうこともあり、それをつなぐのは福祉ができることだと思っけている。
- 区側 意思決定支援に関しては、本人と信頼関係を構築しながら支援過程で希望を聞き、その意思を尊重することは、地域包括支援センターだからできる部分でもある。地域包括支援センター及びその後方支援部署として一緒に区民にかかわっていく過程で、人権擁護、本人の尊厳を保つという視点が本当に大切だと思っけている。
- 委員 ACP は、終末期にどのような医療を望むかという点に重きを置かれがちであるが、重度の認知症になった場合を含めどこでどのような介護を受けたいか等、目黒区ではもう少し踏み込んだ心に届く優しいACP を作っけていただきたい。
- 会長 今後、一人暮らし高齢者は増えていくので、非常に重要である。
- 3「令和6年度地域ケア推進会議について」は、報告を受けたものとする。

4 令和6年度目黒区地域密着型サービス整備事業者の募集結果及び令和7年度の募集について（報告事項）

5 都営住宅目黒一丁目アパート27号棟跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者の決定について（報告事項）

（1）議事に関する資料説明の概要

（高齢福祉課） 資料4及び資料5に基づき説明

（2）主な発言要旨

○委員 なし

○会長 4「令和6年度目黒区地域密着型サービス整備事業者の募集結果及び令和7年度の募集について」及び5「都営住宅目黒一丁目アパート27号棟跡地における特別養護老人ホーム等整備運営事業者の決定について」は、報告を受けたものとする。

6 地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について（協議事項）

7 指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和6年11月～令和7年1月）（報告事項）

（1）議事に関する資料説明の概要

（介護保険課） 資料5及び資料6に基づき説明

（2）主な発言要旨

○会長 新規事業者は、新しいコンセプトで従来の高齢者を対象としたデイサービスとはイメージが異なるが、このようなデイサービスは増加傾向にあるのか。

○区側 専門家による効果が認められ、徐々に広がってきていると認識している。導入している機器は、元気な高齢者だけではなく、つかまり立ちができれば使用可能であるため、要介護3の方も機能訓練を行っている。

○委員 この機器の安全性及びリハビリによる負荷の体調への影響について確認したい。

○区側 通常の機能訓練よりも安全性が高いと聞いている。また、事業者には、負荷をかけすぎる

ことによる影響を防ぐため、利用者の状態をしっかりと把握して行っていただきたいことを伝えていく。

○委員 実際にこの機器を体験したが、利用者の可動域に合わせてコントロールされており、最初は短時間から始めており、専門指導者が2名ついて行うため、安全性は確保されているものと思われる。

○会長 6「地域密着型サービス等に係る区内事業者の指定について」は、委員会として承認するものとし、7「指定地域密着型サービス事業所の指定等の状況（令和6年11月～令和7年1月）について」は、報告を受けたものとする。

8 その他

（1）主な発言要旨

○区側 当委員会の次回の開催は、6月を予定している。詳細は、改めて通知する。

以 上